

天理市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

天理市長 並 河 健

天理市条例第12号

天理市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部を改正する条例

(天理市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正)

第1条 天理市ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和53年3月天理市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第2項中「社会保険診療報酬支払基金奈良支部」を「社会保険診療報酬支払基金」に改める。

第2条に次の1号を加える。

(5) 天理市心身障害者医療費助成条例(昭和48年3月天理市条例第1号)による適用を受けて医療費の助成を受けていない者

第2条 天理市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「未就学児」を「子ども」に、「6歳」を「18歳」に改める。

第2条第1号ア中「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(以下「対象児童」という。)」を「子ども」に改め、同号イからエまでの規定中「対象児童」を「子ども」に改める。

第3条の2第2項中「未就学児」を「子ども」に改める。

第4条第1項第1号中「対象児童」を「子ども」に改める。

(天理市子ども医療費助成条例の一部改正)

第3条 天理市子ども医療費助成条例(昭和48年10月天理市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第3項中「社会保険診療報酬支払基金奈良支部」を「社会保険診療報酬支払基金」に改める。

第2条第1項中「(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属するものを除く。)」を削り、同条第2項中「前項」を「前

2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

(1) 当該子どもが生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けて医療が行われる者

(2) 当該子どもが天理市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年3月天理市条例第6号）の適用を受けて医療費の助成を受ける者

(3) 当該子どもが天理市心身障害者医療費助成条例（昭和48年3月天理市条例第1号）の適用を受けて医療費の助成を受ける者

第4条 天理市子ども医療費助成条例の一部を次のように改正する。

第1条の2第2項を削り、同条中第3項を第2項とする。

第3条の2第2項中「第2条の規定により助成の対象となる子どもが乳幼児にあっては、」を削り、「ことをもって」を「場合は」に改める。

第4条第1項中「乳幼児又は就学児等」を「子ども」に改める。

（天理市心身障害者医療費助成条例の一部改正）

第5条 天理市心身障害者医療費助成条例（昭和48年3月天理市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第2項中「社会保険診療報酬支払基金奈良支部」を「社会保険診療報酬支払基金」に改める。

第6条 天理市心身障害者医療費助成条例の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「未就学児」を「子ども」に、「6歳」を「18歳」に改める。

第3条の2第2項中「未就学児」を「子ども」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年8月1日から施行する。ただし、第1条、第3条及び第5条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 第2条の規定による改正後の天理市ひとり親家庭等医療費助成条例、第4

条の規定による改正後の天理市子ども医療費助成条例及び第6条の規定による改正後の天理市心身障害者医療費助成条例の規定により新たにこれらの規定の適用を受けることになる者に係る医療費の助成に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の天理市ひとり親家庭等医療費助成条例、第4条の規定による改正後の天理市子ども医療費助成条例及び第6条の規定による改正後の天理市心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。